

〔 付録 〕

1 用語の解説

用語の解説 目次

| | | | | |
|---|-------------------|-----|--------------------|-----|
| あ | 青色申告制度 | 131 | 審査請求 | 140 |
| | アジア税務長官会合（SGATAR） | 131 | スマホアプリ納付 | 140 |
| | 移転価格税制 | 131 | 税務に関するコーポレートガバナンス | 141 |
| | インボイスコールセンター | 131 | 税理士制度 | 141 |
| か | 確定申告書等作成コーナー | 132 | 相互協議 | 142 |
| | 間接国税の犯則取締制度 | 132 | 相続税及び贈与税の延納制度 | 142 |
| | 技術協力 | 132 | 相続税の物納制度 | 142 |
| | 記帳制度等 | 133 | 租税教育推進関係省庁等協議会 | 142 |
| | キャッシュレス納付 | 133 | 租税条約 | 142 |
| | 行政争訟 | 133 | た 滞納処分免脱罪 | 142 |
| | クレジットカード納付 | 133 | ダイレクト納付 | 143 |
| | 原告訴訟 | 134 | タックスアンサー | 143 |
| | 源泉徴収制度 | 134 | 単式蒸留焼酎 | 143 |
| | 権利救済制度 | 135 | 地方公共団体との協力 | 143 |
| | 公売 | 135 | チャットボット | 144 |
| | 国税総合管理（KSK）システム | 135 | 調査課所管法人 | 144 |
| | 国税不服審判所の審理及び裁決 | 136 | 徴収共助 | 144 |
| | 国税モニター | 136 | 徴収システム | 144 |
| | コンビニ（バーコード）納付 | 136 | 徴収手続 | 144 |
| | コンビニ（QRコード）納付 | 137 | 通算法人 | 145 |
| さ | 財産の評価 | 137 | デジタルインボイス | 145 |
| | 再調査の請求（旧：異義申立て） | 137 | 電子帳簿等保存制度 | 145 |
| | 詐害行為取消訴訟 | 138 | 電話相談センター | 145 |
| | 査察制度 | 138 | 独立行政法人酒類総合研究所 | 146 |
| | 差押債権取立訴訟 | 138 | な 日本産酒類輸出促進コンソーシアム | 146 |
| | 事前確認 | 138 | 日本酒造組合中央会 | 146 |
| | 集中電話催告センター室 | 138 | は 評価倍率 | 146 |
| | 酒類の公正な取引に関する基準 | 138 | 標準地 | 146 |
| | 酒類の製造免許 | 139 | 振替納税 | 146 |
| | 酒類の地理的表示制度 | 139 | 閉庁日 | 146 |
| | 酒類の販売業免許 | 139 | 法定資料 | 146 |
| | 酒類の免許制度 | 139 | ま マイナポータル | 147 |
| | 酒類輸出コーディネーター | 139 | マイナポータル連携 | 147 |
| | 情報交換 | 140 | や 有機酒類 | 147 |
| | 申告納税制度 | 140 | ら 路線価 | 147 |

| | | |
|---|-----------------------------|-----|
| E | e-Tax (国税電子申告・納税システム) | 147 |
| I | I T導入補助金 | 148 |
| O | O E C D税務長官会議 (F T A) | 148 |

用語の解説

あ

【青色申告制度】

申告納税制度が適正に機能するためには、納税者の継続的かつ正しい記帳がその基盤になければならない。青色申告制度は、このような基盤を築いていくため、昭和25年に、シャープ勧告に基づく税制の全面的な改革の一環として創設された制度である。

青色申告制度は、事業等を行っている個人又は法人があらかじめ税務署長の承認を受けて、青色申告を行うことができることとし、このような納税者には、帳簿書類を備え付け、一定水準の記帳を継続的に行うとともに、これを保存することが義務付けられる一方、青色申告者及び青色申告法人以外の納税者に比し税制上有利な所得金額の計算や取扱いが認められることを骨子とするもので、我が国の申告納税制度において中心的役割を担っている。

【アジア税務長官会合（SGATAR）】

アジア太平洋地域における税務行政の国際的な協力の促進、共通の諸問題についての意見交換を行う場であり、令和7年6月現在、18か国・地域の税務当局が加盟している。

正式名は、Study Group on Asia-Pacific Tax Administration and Researchである。

【移転価格税制】

移転価格税制は、国外の関連企業（国外関連者）との取引を通じた海外への所得移転に適切に対処し、適正な国際課税の実現を図ることを目的として昭和61年に設けられたものである。

移転価格税制の執行に当たっては、次の点に留意している。

- ① 法人と国外関連者との間の取引に付された価格が、独立の事業者の間の通常取引において付される価格（独立企業間価格）かどうか十分に検討し、問題があると認められる取引については、移転価格の観点から幅広い事実の把握に努め、的確な調査を実施する。
- ② 独立企業間価格の算定方法及び具体的内容に関し、法人の申出を受け、国税当局がこれに確認を与えるという事前確認を行うことにより、当該法人の予測可能性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る。
- ③ 移転価格税制に基づく課税により生じる国際的な二重課税の解決には、移転価格に関する各国税務当局による共通の認識が重要であることから、必要に応じOECD移転価格ガイドラインを参考とし、適切な執行に努める。

【インボイスコールセンター】

消費税の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式に関する一般的な質問・相談に対応するために設置されている電話相談センターである。

か

【確定申告書等作成コーナー】

国税庁がインターネット上で提供するサービスであり、納税者がスマートフォン、パソコン、タブレット端末を使用して、画面の案内に沿って金額等を入力することにより所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書等を作成できるシステムである。

なお、作成したデータをe-Taxで送信することもでき、また、印刷して書面で税務署に提出することができる。

【間接国税の犯則取締制度】

間接国税の犯則者に対する取締制度は、直接国税における査察制度よりも古い歴史を持っている。明治16年に酒造税及びたばこ税のほか2税目の間接国税について、犯則があれば税務官吏が特別に取り調べることを定めて以来、他の間接国税の犯則者についても同じ扱いをする慣例となり、明治23年には間接国税全般の犯則者について特別の処分手続を定めた間接国税犯則者処分法が制定された。以後数回の改正を経て、昭和23年には、この法律に直接国税についての犯則者の取締手続も含め、法律名も国税犯則取締法と改められた。法律制定当時は、間接国税の犯則処分件数が多く、これを効果的に処理するため、間接国税には通告処分制度が設けられている。その後、平成29年に国税犯則取締法は廃止され、国税犯則調査に係る規定は国税通則法に編入されている。それと同時に、通告処分の対象となる事件の発生件数がかつてと比較して大きく減少していることや、申告納税方式の租税について、加算税を主とする租税制裁の体系が実効的な制度として既に定着していること等を踏まえ、平成30年4月1日以後、申告納税方式が適用される間接国税については、通告処分の対象から除外されるとともに、重加算税制度が導入された。

通告処分とは、犯則事件の調査によって犯則の心証を得たときに、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長が罰金に相当する金額等や没収品に該当する物品等を納付すべきことを犯則者に通知する処分をいい、これを履行するかどうかは犯則者の任意であるが、通告を履行しない場合には、告発され刑事訴追を受けることになる。

なお、犯則内容が特に悪質であるなどの場合には、通告処分を経ずに、直接、告発が行われる。

(注) 間接国税とは、消費税（賦課課税方式が適用される輸入取引に係るものに限る。）、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。

【技術協力】

技術協力とは、開発途上地域の開発を主たる目的として日本の知識・技術・経験を生かし、同地域の経済社会開発の担い手となる人材の育成を行う協力のことであり、国税庁・税務大学校では、政府開発援助（ODA）の技術協力の枠組み等の下、税制・税務行政に関する専門的な知識・技術の移転を目的として、開発途上国等への職員派遣、日本での開発途上国の税務職員を対象とした研修等を行っている。

【記帳制度等】

昭和59年度の税制改正において、申告納税制度の定着と課税の公平の一層の推進を図るため、白色申告者に対しても記帳制度等が設けられた。その内容は、事業等を行う個人の白色申告者については、①取引に関して作成し、又は受領した帳簿及び書類を保存する（記録保存制度）、②事業等の所得金額が一定額（300万円）を超える者については、取引に関し簡易な記帳をしなければならない（記帳制度）、③確定申告書を提出する場合には、事業等の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を申告書に添付しなければならない（収支内訳書添付制度）というものであった。そして、平成23年度の税制改正により、平成26年1月からは、記帳制度及び記録保存制度の対象が事業等を行う全ての個人の白色申告者に拡大された。

また、いわゆる白色申告法人については、帳簿を備え付けてこれにその取引を簡易な方法により記録するとともに、当該帳簿並びに当該取引に関して作成し、又は受領した書類及び決算に関して作成した書類を保存しなければならないことが定められている。

【キャッシュレス納付】

現金・納付書を使用しない非対面の納付方法である①振替納税、②ダイレクト納付、③インターネットバンキング等による納付、④クレジットカード納付及び⑤スマホアプリ納付をいう。

【行政争訟】

行政争訟制度については、一般法として行政不服審査法及び行政事件訴訟法があるが、国税に関する争訟については、その特殊性を考慮し、特別法である国税通則法において、不服申立制度が設けられている。

不服申立制度においては、処分に対して不服がある者は、処分を行った行政庁に対して再調査の請求（旧：異議申立て）を行うこと、又は再調査の請求を行わず、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができる。

また、再調査の請求を行った場合であっても、再調査の請求に対する行政庁の決定を経た後の処分になお不服があるときは、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができる。

行政事件訴訟法では不服申立てを経ずに訴訟を提起することができることとされているのに対し、国税通則法では国税に関する法律に基づく処分の取消しを求める訴えについては、原則として、不服申立てに対する審査請求の裁決を経た後でなければ、訴訟を提起することができないという不服申立前置主義が採用されている。これは、課税処分等が大量かつ反復してなされるものであることから、国税不服審判所の段階で専門知識、経験を生かして解決を図ることにより、裁判所に大量の取消訴訟が提起されることを回避するとともに、税務行政の統一的運用に資すること等を意図したものである。

【クレジットカード納付】

インターネット上の「国税クレジットカードお支払サイト」において、納付に必要な情報

を入力することにより、国税の納付を可能とするクレジットカード納付を平成29年1月に導入した。

これにより、1,000万円未満、かつ利用するクレジットカードの決済可能額以下で、インターネットを利用できるパソコン等があれば、自宅等から24時間いつでも国税の納付が可能となっている。

なお、クレジットカード納付は、納付税額に応じた決済手数料を納税者が負担することとなる（決済手数料は、国の収入になるものではない。）。

【原告訴訟】

滞納者が債務超過の状態でも国税を納付せずに所有財産を第三者に贈与等をした場合や滞納者の債務者が差押債権の取立てに応じない場合に、滞納国税を徴収するため、国が原告となって提起する詐害行為取消訴訟や差押債権取立訴訟等の民事訴訟をいう。

【源泉徴収制度】

所得税は、所得者自身が、その年の所得金額とこれに対応する税額を計算し、これを自主的に申告して納税する、いわゆる「申告納税制度」を建前としているが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度を採用している。

この源泉徴収制度は、給与や利子、配当、税理士報酬等の所得を支払う者（源泉徴収義務者）が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、その所得の支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するという制度であり、これは、主として徴税の確実性と所得者の煩雑な納税手続を省くために設けられているものである。

また、復興特別所得税においても、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、納付することとなっている。

この源泉徴収制度により徴収された所得税及び復興特別所得税の額は、源泉分離課税とされる利子所得等を除き、例えば、報酬・料金等に対する源泉徴収税額については、確定申告により、また、給与に対する源泉徴収税額については、通常は年末調整という手続を通じて、精算される仕組みとなっている。

源泉徴収制度が我が国に初めて採用されたのは明治32年の公社債の利子所得についてであり、また、給与所得に適用されたのは昭和15年であるが、それが今日のように整備されたのは、第二次世界大戦後である。源泉徴収の対象となる所得は、給与所得、退職所得をはじめとして、利子所得、配当所得、原稿料・作曲・デザインの報酬その他各種の人的役務の報酬（例えば、弁護士、公認会計士等の自由職業者の報酬、医師が社会保険の基金から支払を受ける報酬、さらに、芸能人やプロ野球、プロサッカーの選手、外交員、集金人、ホステスの報酬等）など、広範なものとなっている。

源泉徴収のメカニズムは非常に精緻なものである。例えば、給与所得に対する源泉徴収は、個々の給与所得者の人的控除と所得の大小に応じ、これらを織り込んで作成された各種の

税額表に基づいて行われる。これらの税額表は、定期的に支払を受ける給与に適用されるもの、賞与に対して適用されるもの等からなっており、それぞれの給与の性格に即して一定の前提の下に複雑な方法でその税額が計算されている。これらの税額表によって徴収された税額の年間合計額は、概算的にはその給与所得について納付しなければならない年税額に近い金額となっている。

しかし、種々の要因により、その徴収額のトータルは、年間に納付しなければならない年税額とは一致しないので、源泉徴収義務者において、その年最後の給与の支払をする際に、この年税額と比較して、その過不足が精算される仕組みとなっている（年末調整）。

この年末調整を行った給与所得については、源泉徴収の方法を通じて完全に正確な税金が徴収されるので、給与以外に一定額以上の所得を有する場合など特別な場合を除いては、税務署に確定申告書を提出する必要がないことから、給与所得者の負担をかなり軽減するものとなっている。現在、給与所得者の大部分は、専ら源泉徴収制度を通じてその納税を行っている。

【権利救済制度】

国税に関して納税者から正当な権利利益を侵害されたとして不服の申立てがあったときに、これを審理し救済する制度として、「不服申立制度」と「訴訟」がある。

不服申立制度は、更正・決定や差押え等の処分がなされた場合に、その処分に不服のある者が行政庁に対してその処分の取消しや変更を求める制度であり、処分を行った行政庁に対して再調査の請求（旧：異議申立て）を行うこと、又は再調査の請求を行わず、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができる。

また、再調査の請求を行った場合であっても、再調査の請求に対する行政庁の決定を経た後の処分になお不服があるときは、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができる。

さらに、国税不服審判所長の裁決を経た後の処分になお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起することができる。

【公売】

差し押さえた財産を金銭に換えて滞納国税に充てるため、入札又は競り売りの方法で強制的に売却する処分をいう。

【国税総合管理（KSK）システム】

KSKシステムは、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入した基幹システムである。

KSKシステムは、①入力した申告・納税の事績等をシステム内に蓄積し、国税債権等の一元的な管理が可能、②決算事績や資料情報等の蓄積した情報を基に、多角的な分析を行うことで、税務調査対象の選定や滞納整理対象者の抽出の支援など各種施策の充実が図られる、③納税証明書をシステムで作成することにより、発行の迅速化が図られる、④随時の情報参照が可能となることにより、納税者からの問合せに対して、よりの確かつ迅速に対応できる

など、税務行政の高度化・効率化や適正・公平な課税の実現及び納税者利便の向上に大きく寄与している。

なお、KSKシステムは、政府全体のデジタル社会の実現に向けた取組の一環である電子申告や電子納税等の税務行政のICT化に不可欠な情報通信基盤でもある。

【国税不服審判所の審理及び裁決】

審査請求事件の調査・審理に当たっては、審査請求人の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求人の審理手続上の諸権利を十分尊重するとともに、審査請求人と原処分庁の主張の相違点（「争点」という。）を主たる審理事項とする争点主義的運営を行っている。

また、審査請求書が提出された後、事件の調査及び審理を行わせるため、担当審判官（1名）及び参加審判官（2名以上）で構成される合議体が編成され、審査請求人及び原処分庁の主張等を的確に把握し、当事者の主張を十分聴取するなど、充実した合議の下、適正・迅速に調査・審理を進めている。

国税不服審判所長は、この合議体の議決に基づいて、審査請求に理由がない場合は、これを棄却し、理由がある場合は、その請求の全部若しくは一部を認容し、又は変更する裁決を行う。ただし、審査請求人の不利益になるように処分を変更することはできない。審査請求が法定の期間経過後にされたとき、その他不適法である場合は、これを却下する裁決を行う。また、国税不服審判所長の裁決は、行政部内における最終判断であり、原処分庁は、仮にこれに不服があっても訴訟を提起することはできない。

なお、国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をすることや、法令の解釈の重要な先例となるような裁決をすることができる。ただし、同一の法令について、税務の執行機関と審査請求の裁決機関が異なった解釈をすることは、税務行政の統一ある運用が阻害されることとなりかねないため、国税不服審判所長は、このような裁決を行う場合は、あらかじめその意見を国税庁長官に通知することとされている。

国税庁長官は、国税不服審判所長から意見の通知があった場合は、国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官がその意見を相当と認めるときを除いて、国税不服審判所長と共同して当該意見について国税審議会に諮問し、この場合は、国税不服審判所長は、国税審議会の議決に基づいて裁決をしなければならないこととされている。

【国税モニター】

広聴活動の一環として、地域・職域におけるオピニオンリーダー等の経験・見識に基づき、主に当庁が実施している広報広聴施策等の取組に関する意見・要望等をお聴きするために、各国税局及び沖縄国税事務所において委嘱している方をいう。

【コンビニ（バーコード）納付】

金融機関や税務署の窓口が開いていない休日、早朝や夜間にも利用できるコンビニエンストア店舗において、税務署から送付又は交付を受けたコンビニ納付用のバーコード付

納付書により、国税の納付を可能とするコンビニ（バーコード）納付を平成20年1月に導入した。

これにより、従来の金融機関のほか、5万か所を超えるコンビニエンスストア店舗で、曜日や時間帯を問わず国税の納付が可能となっている。

なお、納付可能な金額は30万円以下である。

【コンビニ（QRコード）納付】

自宅等から納付に必要な情報をQRコードとして出力し、コンビニエンスストア店舗のキオスク端末等に読み取らせることで、レジで国税の納付を可能とするコンビニ（QRコード）納付を平成31年1月に導入した。

これにより、納税者は税務署に出向いて納付書を入手しなくても、コンビニ納付が可能となっている。

なお、納付可能な金額はコンビニ（バーコード）納付と同様、30万円以下である。

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

さ

【財産の評価】

相続税及び贈与税の課税の基となる財産の価額は、相続税法第22条の規定により相続、遺贈又は贈与により財産を取得した時における時価により評価することとされている。

これを受けて国税庁では、財産評価基本通達において各財産の評価に共通する原則や評価方法を具体的に定め、その内部的な取扱いを統一している。

また、各国税局・沖縄国税事務所では、路線価等や立木の標準価額等の財産評価基準を定めている。

なお、財産評価基準は、国税庁のホームページで公開するとともに、全国の国税局・沖縄国税事務所及び税務署に閲覧用パソコンを設置して、納税者の便に供している。

【再調査の請求（旧：異議申立て）】

再調査の請求（旧：異議申立て）は、処分を行った行政庁に対して行われる。これは、争いの当事者である行政庁自らが処理することによって、簡易・迅速かつ公正な手続により国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としている。

再調査の請求は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にしなければならない。再調査の請求がされると、行政庁はその事案の調査・審理を行い、請求に理由がない場合には、その請求を棄却する決定をし、また、請求に理由がある場合には、その請求の全部又は一部を認容し、それに係る処分を取り消すなどの決定をする。

なお、再調査の請求に係る事案の調査・審理に当たっては、公正で客観的な判断がなされるよう更正・決定や差押え等の処分を担当した者以外の職員が担当者に指定される。

再調査の請求がされた場合でも、その請求の対象となっている処分の効力は、その請求を認容し、その処分を取り消す決定がなされるまでは失われぬ（執行不停止の原則）。

【詐害行為取消訴訟】

国が、滞納者から第三者に対する財産の贈与等、債権者（国）を害する行為（詐害行為）の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して差押えをするために提起する訴訟をいう。

【査察制度】

我が国では、納税者が自ら正しい申告を行って税金を納付する申告納税制度を採っており、この制度を円滑に運営していくため税務調査を行っている。一般の税務調査において、納税者の申告に誤りがあれば、申告額を更正することとしているが、その調査は、原則として、納税者の同意を得て行う任意調査（課税調査）によっている。

しかし、不正の手段を使って故意に税を免れた者には、正当な税を課すほかに、悪質な脱税者として刑事責任を追及するため、拘禁刑や罰金を科すことが税法に定められている。このような場合には、任意調査だけではその実態が把握できないので、税務調査の中でも強制的権限をもって犯罪捜査に準ずる方法で調査（犯則調査）し、その結果に基づいて検察官に告発し、公訴提起を求める査察制度がある。

査察制度の執行のため、具体的な手続が国税通則法第11章に定められており、その執行には、各国税局・沖縄国税事務所に配置された国税査察官が当たっている。

【差押債権取立訴訟】

国が、滞納者の債権を差し押さえた場合に、差押債権の取立てに応じない債務者に対してその履行を請求するために提起する訴訟をいう。

【事前確認】

納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局が事前に確認を与えた場合には、納税者が事前確認を受けた国外関連取引についてその内容に適合した申告を行っている限り、当該国外関連取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱うという制度である。

相互協議を伴う事前確認は、独立企業間価格の算定方法等について、日本の税務当局と外国税務当局との間で相互協議を行い、その合意に基づいて確認するものである。移転価格課税の適用についての予測可能性を確保すると同時に二重課税のリスクを回避することを目的としている。

【集中電話催告センター室】

新たに発生する滞納事案等について集中的に所掌し、早期かつ反復的に電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を行うために全国の各国税局・沖縄国税事務所に設置されている組織をいう。

【酒類の公正な取引に関する基準】

酒類の販売価格は、一般的にはその販売に要する費用に利潤を加えたものが合理的であるとの考え方の下、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的に、酒類の公正な取引について、酒類業者が遵守すべき基準（国税庁告示）を定めたもの。

【酒類の製造免許】

酒類製造者は酒税の納税義務者となる者であるが、酒税は特に高率であり、その税額においても、国家財政上重要な地位にあることから、この酒税収入を安定的に確保する必要がある。

このため、酒類製造者として適格性を有しないと認められる者を排除し、また、濫立を防止して、消費税としての酒税の転嫁を容易にし、課税上の検査取締りを十分に行うことができるよう措置する必要があることから免許制度を採用している。更には酒類の品質についても、高率な課税に適する品質を保持し、あるいは、国民の保健衛生上も不安のない品質を維持する役目も免許制度は持っているといえる。

【酒類の地理的表示制度】

酒類の地理的表示（G I : Geographical Indication）制度とは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第86条の6を根拠とする「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号）に基づき、ある特定の産地に特徴的な原料や製法等によって作られた商品だけが、その産地（地域ブランド）を独占的に名乗ることができる制度である。

【酒類の販売業免許】

酒類の販売業免許は、納税義務者である酒類製造者に酒類の販売代金を確実に回収させ、最終的な担税者である消費者に対する税負担の円滑な転嫁を目的とし、これを阻害するおそれのある不適格者の酒類の流通過程への参入を抑制し、取引の混乱を防ぎ、酒税の徴収について、不安のないようにするため採用されている。

【酒類の免許制度】

酒類の製造又は販売業を行おうとする者は、製造場又は販売場ごとに税務署長に申請し免許を受けなければならない。税務署長は、申請内容が酒税法第10条各号に列挙する拒否要件のいずれかに該当するときには免許を拒否することができるが、これらの要件は以下の5つに大別できる。

- ① 人的要件：例えば、申請者が免許を取り消されたことがある者であること、申請者に一定の犯罪歴があること、等である。
- ② 場所的要件：例えば、申請販売場が料飲店と同一の場所にあること、等である。
- ③ 経営基礎要件：経営の基礎が薄弱であること、等である。
- ④ 需給調整要件：新たに免許を付与することで、需給の均衡を破り、酒税の保全に悪影響を及ぼすことである。
- ⑤ 技術・設備要件（製造免許のみ）：製造設備が不十分であること、等である。

【酒類輸出コーディネーター】

海外における日本産酒類の販路拡大を支援するため、日本産酒類のさらなる流通が期待できる都市に、酒類流通に関して知見や人脈を有する「酒類輸出コーディネーター」を配置し、商談会の企画・実施、日本産酒類プロモーションセミナー等の業務を実施することにより、日本産酒類のさらなる輸出促進を図っている。

令和6年度においては、19の国・地域に配置している。

【情報交換】

情報交換とは、租税条約等の情報交換規定に基づき、海外取引や資産の保有・運用状況に関する情報等、税務当局の職務の遂行に資すると認められる情報を税務当局が相互に提供することである。

【申告納税制度】

申告納税制度は、納税者自身が行う申告により第一次的に税額が確定するという効果を認める制度であり、それが適正に機能するためには、納税者の自発的な納税意欲と、納税者が継続的かつ正しい記帳を行い、客観的な計数に基づいて所得を計算するということが基本的な前提となっているといえる。

この制度は、昭和22年に、アメリカ税制の強い影響の下に採用されたもので、それまでは、税務官庁の行政処分によって納付すべき税額が決定される賦課課税制度を採っていた。この新しい制度を日本に定着させるには、特に個人所得税の分野においてかなり困難があったが、申告納税制度が導入されてから半世紀を経た現在ではかなりの定着をしているといえる。その背景には、①申告納税制度の基盤を築くために、昭和25年に青色申告制度が創設されたこと、②昭和59年には申告納税制度の一層の定着を図るため、白色申告者に対する記録保存制度、記帳制度、収支内訳書添付制度が設けられたこと、③これら制度の定着を図るため、税理士会、青色申告会などの関係民間団体等の協力を得ながら、記帳方法等の指導を必要とする納税者に対して適切な指導に努めてきたこと、さらに、申告漏れが多額であると認められる者等を対象として徹底した税務調査を行ってきたこと等、制度・執行両面からこの制度の定着に努めてきたことがあるといえる。

【審査請求】

審査請求とは、更正・決定や差押え等の処分に不服がある場合に、その処分の取消しや変更を求めて国税不服審判所長に対して不服を申し立てる制度であり、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にしなければならない。

また、不服申立ては、処分を行った行政庁に対する再調査の請求（旧：異議申立て）によることも可能であり、再調査の請求に対する決定を経た後の処分になお不服がある場合には、再調査決定書謄本の送達があった日の翌日から起算して1か月以内に、国税不服審判所長に審査請求をしなければならない。

なお、再調査の請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても再調査の請求についての決定がないときは、その決定を経ないで国税不服審判所長に審査請求をすることができる。

【スマホアプリ納付】

e-Taxで申告等データを送信した後などに、インターネット上の「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、利用可能なPay払いを選択することにより、国税の納付を可能とするスマホアプリ納付を令和4年12月に導入した。

事前に利用するPay払いのアカウント登録及び残高チャージを行えば、自宅等から24時間いつでも国税の納付が可能となっている。

なお、納付可能な金額は30万円以下であるが、利用するPay払いで設定された上限金額により、納付可能な金額が制限される場合がある。

【税務に関するコーポレートガバナンス】

税務に関するコーポレートガバナンス（税務CG）とは、税務について経営責任者等が自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部体制を整備することをいい、国税当局では、大企業に対して、税務CGを充実させる取組を働き掛けるなどして、納税意識の維持・向上を図っている。

【税理士制度】

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的使命を有しており、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たしている。

税理士の業務、資格、権利及び義務等は、税理士法（昭26年法律第237号）に規定されており、税理士業務は、印紙税、登録免許税等を除いた租税に関し、税務代理、税務書類の作成及び税務相談を行うこととされている。

税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者のほか、税理士法に定める一定の要件に該当する者として税理士試験を免除された者、弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）及び公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）である。これらの者が税理士となるには、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録を受けなければならない。また、税理士は、税理士法人を設立することができ、税理士法人を設立した場合には、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行うことはできないこととなっており、これに違反すると罰則が適用される。ただし、国税局長・沖縄国税事務所長に対して通知を行った弁護士並びに弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人については、一定の条件の下で税理士業務を行うことができる。

また、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員等に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的として、税理士は地域ごとに税理士会を設立しており、全国に15の税理士会がある。

更に、全国で一の税理士の自治的団体として、日本税理士会連合会が設立されており、これら15の税理士会が会員となっている。

国税庁は、税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とし、税理士制度の運営に関する事務を行っており、国税庁に設置された国税審議会は、税理士試験の実施及び税理士に対する懲戒処分の審議を行っている。

【相互協議】

相互協議とは、租税条約等の規定に基づき、①国際的な二重課税が移転価格課税等により生じた場合、若しくは生じると納税者が考える場合、又は②納税者が独立企業間価格の算定方法等に係る二国間の事前確認を求める場合等において、国税庁が納税者の申立て等を受けて租税条約等の締結国・地域の税務当局との間で協議を行う手続である。

【相続税及び贈与税の延納制度】

相続税及び贈与税については、一定要件に該当した場合に年賦延納が認められている。

相続税及び贈与税の延納が認められるためには、①その税額が10万円を超えていること、②納期限までに又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由があること、③納期限までに又は納付すべき日に申請書及び担保提供関係書類を提出していること、④延納税額に相当する担保を提供すること、といういずれの要件にも該当することを要し、その納付を困難とする金額の範囲内で認められる。

また、延納期間中は利子税が課される。

【相続税の物納制度】

相続税については、一定の要件に該当した場合に相続財産による物納が認められている。

物納が認められるためには、①延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があること、②申請財産が定められた種類の財産であり、かつ、定められた順位によっていること、③納期限までに又は納付すべき日に申請書及び物納手続関係書類を提出していること、④物納適格財産であること、といういずれの要件にも該当することを要し、その納付を困難とする金額の範囲内で認められる。

なお、物納が許可された場合には、物納申請者において書類の整備を行っていた期間等について利子税が課される。

【租税教育推進関係省庁等協議会】

平成23年度税制改正大綱を受けて、国税庁、総務省、文部科学省及び日本税理士会連合会（賛助会員）が連携・協働して租税教育の充実に向けて取り組むために組織された協議会をいう。

【租税条約】

我が国が締結した国際的・二重課税の回避や脱税の防止のための条約をいい、相互協議や情報交換、徴収共助等に関する規定も置かれている。

た

【滞納処分免脱罪】

納税者が差押え等の滞納処分の執行や徴収共助の要請による徴収を免れる目的でその財産の隠蔽等を行う犯罪。隠蔽等を行った納税者には、3年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金、又はこれらの両方が科される。

【ダイレクト納付】

事前に税務署へ届出をした上、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報を登録した後、届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付ができるダイレクト納付を平成21年9月に導入した。

ダイレクト納付では、e-Taxの利用可能時間内、かつ、即時に納付される場合は利用する金融機関のシステムが稼働している時間であれば、全ての税目について納付が可能となっている。

また、令和6年4月1日以降、e-Taxで申告等データを送信する際に「自動ダイレクト」の利用に関するチェックボックスにチェックを入れて送信することにより、別途納付指図を行うことなく、法定納期限に自動で口座振替により納付できる機能（「自動ダイレクト」）を追加した。

※ 法定納期限当日に申告手続きをした場合は、翌営業日

【タックスアンサー】

タックスアンサーは、よくある税の質問に対する一般的な回答について情報提供を行っている国税庁ホームページ上のコンテンツである。

【単式蒸留焼酎】

穀類又は芋類（米、大麦及び芋等）やこれらのこうじ等を発酵させ、これを単式蒸留機で蒸留したもので、こうじを原料の一部とした米焼酎、麦焼酎、芋焼酎、泡盛等、原料による特色がある我が国固有の蒸留酒である。

【地方公共団体との協力】

国と地方公共団体との税務執行上の協力関係については、納税者利便の向上や国税及び地方税を通じた税務行政の効率化を図る観点から、各種税法の規定等に基づき、①所得税確定申告書の市町村における收受、②所得税確定申告書の共同発送や申告相談での協力、③資料情報の収集・交換、④納税に関する広報の協力等、現行制度の下において可能な限り協力を図っているところである。

なお、平成9年4月から導入された地方消費税の賦課徴収等については、当分の間、国が消費税と併せて行うこととされているところ、地方消費税を円滑かつ適正に執行する観点から、税務署長は、その賦課徴収を行うため必要があるときは、都道府県知事及び市町村長に対し、資料又は情報の提供等を求めることができることとなっている。

また、平成23年1月からは、地方公共団体に対し、所得税申告書等のデータ提供を開始、平成25年5月からは、資料情報等の相互データ提供を開始、平成29年1月からは、給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票の一括作成・提出が可能となる電子的提出の一元化や地方公共団体の相談会場で電子的に確定申告することが可能となる申告書等データの引継ぎを開始、令和2年4月以降は、e-Taxにより提出された法人税申告に係る財務書類データの引継ぎを開始している。

【チャットボット】

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、インターネットやAI（人工知能）を活用した自動会話プログラムをいう。

【調査課所管法人】

調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令に基づき、国税局の調査部が所管する、原則として資本金1億円以上の大法人と外国法人のことをいう。

【徴収共助】

徴収共助とは、租税債権の徴収において自国の領域外で公権力を行使することができないという制約がある中で、租税条約に基づき、各国の税務当局が協力して、互いの租税を徴収する制度である。

【徴収システム】

国税総合管理（KSK）システムのうち、徴収事務を担っている業務システムをいう。滞納事案の進行管理や各種分析等を的確に行うことができる。

【徴収手続】

租税債権を確保するための措置として、実体的な面で国税の優先権、手続的な面で自力執行権がある。

国税は全ての公課（雇用保険料等）及び私債権に優先して徴収することが国税徴収法において規定されている。ただし、私法秩序との調整の観点から、国税の優先権が制限される場合（法定納期限など以前に設定された抵当権の優先等）がある。

また、納期限までに納付されない国税、いわゆる滞納国税は、原則として納付の督促をした上で納税者の財産を滞納処分により差し押さえ、換価して、それによって得た金銭をもって国税に充てる手続により徴収する。しかし、納期限まで待っているのは国税の徴収ができなくなるおそれがあるようなときには、納期限前においても強制徴収措置を採ることが認められている。

他方、納税者の実情等によっては、直ちに滞納処分を行うことが適当でない場合もあり、このような場合には法令に基づく納税緩和措置により分割納付を認めるなど、納税者の実情に即しつつ、適切に対応を行っている。

① 原則的な徴収の手続

滞納国税については、通常はその納期限後50日以内に督促状により納付の督促を行うが、この督促がされてもなお国税が完納されない場合には滞納処分を開始する。滞納処分とは、差押えに始まり、換価・配当といった滞納国税を強制的に徴収するための一連の手続をいい、税務当局が裁判所の関与なしに自力で行うことができるものである。差押えは、督促後10日を経過してもなお国税が完納されない場合に、納税者の財産を換価することを目的として、その財産の処分を禁止するために行うものである。差押えを行ってもなお国税が完納されない場合は、差押財産の強制的な売却である換価を行い、その換価代金を滞納国税その他一定の債権に配当する。

ただし、納税者の財産について既に強制換価手続が開始されている場合には、上記の差押え、換価に代わる手続として、先行の強制換価手続の執行機関に対して交付要求を行うことにより配当を受けることができる。

② 納期限前の強制徴収措置

国税の納付は、通常は納期限までに行えばよいが、納税者が偽りその他不正の行為により国税を免れようとし、又は破産するなど特別の事情が生じ、国税の徴収ができなくなるおそれがある場合等には、一定の要件の下に特別の保全のための手続（繰上請求、保全差押え、繰上保全差押え、保全担保）が認められている。

③ 納税緩和措置

国税の徴収については、その確保の措置が必要な反面、納税者の事業や生活についての配慮も必要であることから納税緩和措置が設けられている。納税者が災害、病気、休廃業等により納付困難となっている場合や差押財産が換価されると事業の継続や生活の維持が困難となる場合には、法令に基づく猶予により分割納付を認めるなど、納税者の実情に即しつつ、適切に対応を行っている。

なお、滞納処分の対象となる財産がない場合や滞納処分を執行することによって納税者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合には、滞納処分の執行を停止し、その執行の停止が3年間継続すると、国税の納税義務は消滅する。

【通算法人】

グループ通算制度の承認を受けた法人（親法人及び子法人）をいう。なお、グループ通算制度は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されている。

【デジタルインボイス】

標準化され構造化された電子インボイスのことであり、請求情報（請求に係る情報）を売り手のシステムから、買い手のシステムに対し、人の手を介することなく、直接データ連携し、自動処理される仕組み。その際、売り手・買い手のシステムの差異は問わない。

【電子帳簿等保存制度】

税法上、保存が義務付けられている帳簿及び書類については、原則、書面での保存が必要とされているが、一定の要件の下、その書面の代わりに電磁的記録による保存を行う制度をいう。

同制度の適用により、具体的には、自己が電子計算機を使用して作成した国税関係帳簿及び国税関係書類について電磁的記録での保存を行うことや、領収書等の国税関係書類についてスキャナを用いて読み取った電磁的記録による保存を行うこと等が認められる。

また、申告所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、取引相手との間で注文書等の書類に相当する内容を電子データの形式でやりとりした場合には、その書類に相当する内容の記録がされた電磁的記録を保存する必要がある。

【電話相談センター】

国税に関する質問・相談に対し、適切かつ効率的に対応するため、各国税局・沖縄国税事

務所に設置されている部署をいう。

【独立行政法人酒類総合研究所】

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、併せて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とし、酒類に関する高度な分析及び鑑定、酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等の業務を行う法人。

な

【日本産酒類輸出促進コンソーシアム】

酒類製造者と卸売業者のマッチング支援を行うほか、輸出に関する情報提供や、専門家による個別相談等、様々な支援メニューを提供している国税庁及び関係機関を運営主体とするコンソーシアム（共同事業体）である。

【日本酒造組合中央会】

酒類業組合法に基づき酒税の保全及び酒類業界の安定を目的として、清酒、単式蒸留焼酎等の製造業者により組織された全国単位の団体である。

は

【評価倍率】

路線価が定められていない地域の土地等を評価する場合に用いる倍率のことをいい、相続税や贈与税の税額を算定する際の基準となる。

【標準地】

路線価等の作成の基準とするため、鑑定評価等を実施する地点をいう。

【振替納税】

事前に届出した預貯金口座から、国税庁が指定する振替納付日に自動で振替により納付ができる振替納税を昭和42年6月から導入している。

振替納税は、納税者が納税額に見合う預貯金を準備しておくだけで、金融機関や税務署に outward なくとも自動的に納付できる。

なお、事前の届出については、令和3年1月からe-Taxにより提出が可能となっている。

※ e-Taxによる届出については、一部対応していない金融機関がある。

【閉庁日】

行政機関の休日に関する法律に定められた日をいい、具体的には、次の日である。

なお、これらの日は、通常、業務を行ってない。

- ① 土曜日及び日曜日
- ② 祝日及び休日
- ③ 12月29日から1月3日までの日

【法定資料】

株式等の配当や不動産の賃借料など一定の金銭等を支払った者が、所得税法等の規定に

基づき税務署長に提出する資料をいい、「配当等の支払調書」や「不動産の使用料等の支払調書」等、全部で63種類ある。

ま

【マイナポータル】

個人向け行政サービスのオンライン窓口であり、マイナンバーカードを利用した税の手続のほか、引越しやパスポート等の手続、医療費等の本人情報の確認などの行政サービスを利用できる。

【マイナポータル連携】

年末調整や所得税確定申告の手続において、マイナポータル経由で、給与所得の源泉徴収票や、控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能のことである。

や

【有機酒類】

環境への負荷をできる限り低減して生産された農産物として一定の要件を満たすもの又は環境への負荷をできる限り低減し、及び家畜にできる限り苦痛を与えない方法によって生産された畜産物として一定の要件を満たすものを専ら原料又は材料として製造し、又は加工したものとして、酒類における有機の表示基準（平成12年12月国税庁告示第7号、令和4年10月廃止）に基づいて「有機農産物加工酒類」等と表示した酒類又は日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づいて有機加工食品の日本農林規格による格付を受けた酒類をいう。

ら

【路線価】

路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことをいい、相続税や贈与税の税額を算定する際の基準となる。

E

【e-Tax（国税電子申告・納税システム）】

e-Taxは、政府全体のデジタル社会の実現に向けた取組の一環として国税庁が構築したシステムであり、平成16年2月に名古屋国税局でその運用を開始し、同年6月から全国に運用を拡大した。

e-Taxでは、国税に関する申告や申請・届出等の各種手続を、インターネットを通じて行うことが可能であり、納税についても、ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）対応のATMを利用して行うことが可能である。

納税者等は、e-Taxに対応した税務・会計ソフトを利用すれば、会計処理や申告等のデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができることから、事務の省略化やペーパーレス化につなげることができる。

また、税務行政においても、窓口・郵送での申告書收受事務やデータ入力事務の削減、文書管理コストの低減等の効果が期待され、事務が効率化される。

なお、納税者等への情報提供や操作等の問合せに対応するため、e-Taxホームページやヘルプデスクを設けている。

I

【IT導入補助金】

経済産業省及び中小企業庁が所管する、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金。

O

【OECD税務長官会議（FTA）】

税務行政上の課題について各国のベストプラクティスの共有等を図るため、平成14年にOECD租税委員会の下に設置された税務当局の長官級のフォーラムであり、令和7年6月現在、OECD加盟38か国に非加盟16か国・地域を加えた54か国・地域が参加している。

正式名は、Forum on Tax Administrationである。